

○総務省令第三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定無線設備) 第五十一条の二 法第二百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 七七八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの</p> <p>〔四 略〕</p>	<p>(指定無線設備) 第五十一条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 七七八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの</p> <p>〔四 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

改正前

(空中線電力の許容偏差)
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(空中線電力の許容偏差)
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
「一〇十五 略」 十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備	次に掲げる送信設備 八七	七九
「一〇十五 同上」 十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	「同上」	「同上」

(一) 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備

(二) 第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機)

第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備

「新設」

〔十七・十八 略〕	その他の無線局の送信設備	<p>ス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）の送信設備</p>
	八七	四七

（副次的に発する電波等の限度）
 第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。
 〔2 略〕
 3 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未滿	任意の一〇〇kHz幅で（一）五 七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値

〔十七・十八 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕

（副次的に発する電波等の限度）
 第二十四条 〔同上〕
 〔2 同上〕
 3 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四MHz以下、一、八三〇MHz以下、一、八三	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未滿	任意の一〇〇kHz幅で（一）五 七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値

6 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz	〔4・5 略〕	陸上移動中継局	装置	え一、八八〇MHz以下、 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	〔略〕	装置	え一、八八〇MHz以下、 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
		〔略〕	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で（二）五 七デシベル以下の値	〔略〕	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で（二）五 七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値	〔略〕	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値	〔略〕

6 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz	〔4・5 同上〕	陸上移動中継局	波を受信する受信装置	九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	〔同上〕	波を受信する受信装置	九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置
		〔同上〕	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で（二）五 七デシベル以下の値	〔同上〕	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz	任意の一〇〇kHz幅で（二）五 七デシベル以下の値
		イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値	〔同上〕	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値	〔同上〕

MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一・二 略】

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下 下(一、七九五MHz以上一、八九〇MHz以下及び二、〇一〇MHz以上 二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

【7~29 略】

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならぬ。

【一・二 略】

MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一・二 同上】

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下 下(一、八二九・九MHz以上一、八八九・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上 二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]

【7~29 同上】

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならぬ。

【一・二 同上】

〔2 略〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
 第四十九條の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、 九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、 九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

〔1 略〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

〔1 略〕

(2) 陸上移動局の無線設備

〔イ・ロ 略〕

(ハ) その他のもの 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ・ハ 略〕

〔2 略〕

第四十九條の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつて

〔2 同上〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
 第四十九條の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、 九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、 九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

〔1 同上〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

〔1 同上〕

(2) 陸上移動局の無線設備

〔イ・ロ 同上〕

(ハ) その他のもの 二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調

〔ロ・ハ 同上〕

〔2 同上〕

第四十九條の六の十 〔同上〕

は、第二号ロの条件)に適合するものでなければならない。

【一略】

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

【ロ 略】

【2～6 略】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

【ロ～ホ 略】

【二略】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行

【一 同上】

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

【ロ 同上】

【2～6 同上】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。)から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のものをいう。以下同じ。)への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

【ロ～ホ 同上】

【二 同上】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 [同上]

う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備(第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、〇・二ワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下(空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。)であること。

〔五 略〕

〔4〜8 略〕

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

〔同上〕

3

〔一・二 同上〕

三 送信装置の空中線電力(キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、〇・二ワット以下であること。

四 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

〔五 同上〕

〔4〜8 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

送 出 線	送 出 電
<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の 工事設計書 [様式略] [注1・2 略] 3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 [(1)～(3) 略] (4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアグレジション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからクに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。 ア～エ 略] オ <u>1710MHzを超え1785MHz以下及び1805MHzを超え1880MHz以下の周波数帯</u> [カ～ク 略] [(5)・(6) 略] [4～12 略] [第二～第六 略]</p>	<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 [同左] [様式同左] [注1・2 同左] 3 [同左] [(1)～(3) 同左] (4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアグレジション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからクに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。 ア～エ 同左] オ <u>1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯</u> [カ～ク 同左] [(5)・(6) 同左] [4～12 同左] [第二～第六 同左]</p>

備考 表中の「」の記載は追加しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基

準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6 第三項又は前項によりなお効力を有するとされた無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等であつて、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）の技術基準適合証明等については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後の一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（設備規則別表第二号第12の5の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。